

令和7年第7回教育委員会定例会会議録

1. 開会日時及び場所

開会 令和7年7月31日（木）午後3時00分

場所 能勢町役場本館会議室（1）

2. 出席委員

教育長 辻 新造、職務代理者 泉 孝英、委員 市村 依子、

委員 中澤 安弘、委員 阪東 なつ子

3. 事務局職員出席者

教育次長 百々 孝之、学校教育総務課長 古畑 まき、学校教育総務課付学校指導

担当課長 木寺 明史、生涯学習課長 奥 成久、学校教育総務課教育総務担当係長

八木 みゆき

4. 傍聴者数 2名

5. 議事の次第

百々次長

<開会>

辻教育長

<挨拶>

皆さんこんにちは。

先ほどまでは、点検評価委員さんとの意見交換会お疲れさまでした。

先日は、丹波市柏原で41.2度を記録しました。またカムチャツカ半島で大きな地震があり、遠くで起きた地震による余波があります。南海トラフ地震を想定した訓練もしていますが、能勢町役場でもそういった時の準備について、改めて考える機会になりました。災害はいつ起こるかわかりませんし、これだけ暑いと子どもたちや、農作業する人たちの心配もします。考え方を改めていかないといけない時代になってきたと感じる中で、いかに安全な教育環境を作っていくのかということをも身につまされて考えていかないといけないと感じています。

皆さんも暑さに負けないで、この厳しい夏を無事に乗り越えていけたらと思います。

本日の7月定例会、どうぞよろしく願いいたします。

それでは定例会を始めてまいります。

会議録署名委員の指名について、前回は市村委員でした。今回は、中澤委員を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議案第 22 号「豊能郡地区における令和 8 年度に使用する前期課程教科用図書の採択について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

百々次長

本件については、能勢ささゆり学園で使用する前期課程教科書について、令和 5 年度に豊能郡地区教科用図書採択協議会からの答申を受け、教育委員会において、令和 7 年度に使用するものとして採択された教科書を、改めて令和 8 年度に使用する教科書として採択することについて、承認を求めるものです。

その教科書については、1 ページに一覧として示しているとおりで。

本件の採択については、議案書に添付している教科用図書採択の基本事項の 1 (1)に記載のとおり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、令和 7 年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこととされています。

2 枚目には、同一教科用図書を採択する期間についての法的根拠を添付していますので、ご確認をお願いします。

なお、別綴じの資料は、教科用図書採択協議会から示された、それぞれの教科書の選定理由書を添付していますので、ご参照ください。

議案第 22 号についての説明は以上です。ご審議のうえ、お認めいただくようお願いいたします。

辻教育長

議案第 22 号について、説明が終了しました。

何か質疑はございませんか。

ないようですので、これから採決を行います。

議案第 22 号は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

一同

異議なし。

辻教育長

異議がないようですので、議案第 22 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第 23 号「豊能郡地区における令和 8 年度に使用する後期課程教科用図書の採択について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

百々次長

本件については、能勢ささゆり学園の使用する教科書について、後期課程においては、令和 6 年度に豊能郡地区教科用図書採択協議会からの答申を受け、教育委員会において令和 7 年度に使用するものとして採択された教科書を、改めて令和 8 年度に使用する教科書として採択することについて、承認を求めるもので

す。

その教科書については、1ページに一覧として示しているとおります。

本件の採択については、先ほどの議案で説明しました教科用図書採択の基本事項の1(2)に記載のとおり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第1項の規定により、令和7年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこととされています。

なお、別綴じの資料については、教科用図書採択協議会から示された、それぞれの教科書の選定理由書を添付していますので、ご参照ください。

議案第23号についての説明は以上です。ご審議のうえ、お認めいただくようお願いいたします。

辻教育長

議案第23号について、説明が終了しました。

何か質疑はございませんか。

ないようですので、これから採決を行います。

議案第23号は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

一同

異議なし。

辻教育長

異議がないようですので、議案第23号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして「令和7年第6回定例会会議録」の承認を行います。

何か意見などはありませんか。

市村委員

7ページの中ほどとその4行下の2か所の「浄るりシアター」の「浄」の字について、訂正をお願いします。

古畑課長

「浄」の字を「淨」に訂正します。

辻教育長

ほかにありませんか。

ないようですので、「令和7年第6回定例会会議録」について、承認してよろしいですか。

一同

異議なし。

辻教育長

異議がないようですので、「令和7年第6回定例会会議録」は、訂正のうえ、承認することに決定しました。

次に、「教育長報告」をします。

7月1日（火）いじめ問題懇話会に出席しました。

7月5日（土）能勢の高校を応援する会総会「能勢の高校応援のつどい」に参加しました。

7月9日（水）校長・副校長会に出席しました。

7月14日（月）教頭会、また市町村教育委員会教育長会議に出席しました。

7月17日（木）幸会・東山辺出張浄瑠璃公演を鑑賞しました。

7月23日（水）能勢町人権教育研究会夏季研において、「戦争中の能勢の様子を学ぶ」をテーマに講演しました。

7月24日（木）山辺神社の獅子舞陣中見舞いに伺いました。

7月28日（月）こども未来創造プラットフォーム共創研究会に講師として出席しました。

7月31日（木）午前中は、点検評価委員と教育委員との意見交換会に出席、また本定例会に出席しています。

その他、事務局より何かありますか。

古畑課長

教育長報告に係ります報告が1件あります。7月24日のこども未来創造プラットフォーム共創研究会につきましては、外部団体から教育長に対します講演依頼ということで教育長が講演を行っておりますので、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の第2条第3号によりまして、職務免除の手続きを経ておりますことを報告いたします。

百々次長

続きまして、後援名義の使用許可について、説明させていただきます。
※配付資料により説明。

- ・第44回川西一庫ダム周遊里山ファンラン
令和7年6月30日許可
- ・部落解放能勢町民共闘会議・能勢町人権協会
令和7年7月11日許可

百々次長

教育長だよりについて説明します。
※配付資料により説明。

辻教育長

今回の教育長だよりは、能勢分校についてをテーマとしています。
7月5日に能勢の高校を応援する会総会「能勢の高校応援のつどい」に参加しました。今回は、卒業生がこの会のメインで、能勢に高校があることの意義

を、またこの子たちが能勢分校でどう育ち、どう生きてきたかということ赤裸々に語ってくれていました。その内容や、内閣府の「地域高2留学」の制度のこと、また能勢ささゆり学園と連携して行われる「SDGsフェスタ」についてや、「電チャリ通から考えた地域づくり」という能勢分校の取組みが書籍になったことの紹介から地域づくりのヒントになるのではと思います。

今回から、「教育長だより」についての感想をいただけるようにしましたので、双方向で意見交換などができればと考えています。

本日、発信予定です。

他に何かございますでしょうか。

ないようですので、次回定例会の日程調整を行います。

令和7年第8回定例会を8月29日（金）午後2時からとしておりましたが、よろしいでしょうか。

一同

異議なし。

辻教育長

令和7年第8回定例会を8月29日（金）午後2時からと決定します。
続きまして、令和7年第9回定例会の日程について調整をお願いします。

百々次長

令和7年第9回定例会は、議会の日程が決まっておりませんので、仮として、9月26日（金）、9月30日（火）の2日間を候補として提案します。

辻教育長

いかがでしょうか。

市村委員

9月26日（金）は、予定があります。

辻教育長

では、仮として、9月30日（火）としてよろしいか。

一同

異議なし。

辻教育長

令和7年第9回定例会は、仮として、9月30日（火）午後2時からとします。

先ほどの、教育長報告の中で、お伝えできていなかったことがあります。

7月14日の市町村教育委員会教育長会議において、中教審の答申について、大きく制度が変わるということを文科省から全国の教育長に説明があったものです。働き方改革について、具体的にどうしていくかということ、新しいこととして主務教諭を設けること、処遇改善をどうしていくのかということ、また時間外労働についてのことなど、大きな流れがあるということの説明がありましたので

お伝えしておきます。

他にございませんか。

ないようですので、これで本日の定例会を終了いたします。

(閉会 午後3時37分)